成人になった国民年金

国民年金20年

二十年前の昭和三十四年四月一日、国民年金が生まれました。

あれから二十年。被保険者のかずは、一、八五三万人から二、七六六万人へ、受給者のかずは、三四三万人から九六〇万人へ。今国民年金は、わが国最大の年金制度となり、六十五才以上のおとしよりの八九%に年金をさしあげています。

この国民年金の二十年の歩みによって、勤め人だけを対象にしたそれまでの年金は、農林漁業や中小商工業、さては自由業やその家族にまで、大きく解放されました。そして、すべての人がどの職業に移っても、どれかの年金をうけられる〝国民皆年金〟の仕組みもできあがりました。

そのうえ、福祉年金を合わせると、皆さんに差しあげる国民年金の六三・八%は国がたし前をしています。

しかし、物価が上がれば年金も上がる〝物価スライド〟制も採用されました。

いま、国民年金は二十一年目をふみだそうとしています。

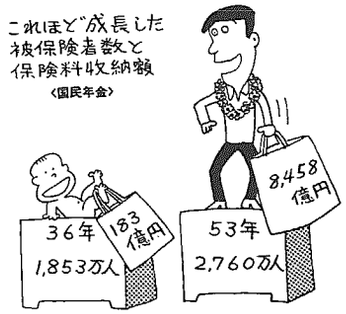

皆さん、この皆さんの国民年金を、より大きく育ててください。それが、あなたの生涯を大切に守る道につながるのです。

戸籍シリーズ 38

老人問題と家庭裁判所

我が国では、よく、老人と子供は同居した方がよいか、別居した方がよいかという話しを耳にしますが、老人をめぐる人間関係の最も典型的な問題が、老人の扶養に関する紛争であると言えましょう。

老人が自分の力で生活を維持できないときに、法律上、扶養を求めることができる相手は、一定の親族に限られています。民法は、直系卑族（又母と子、祖父母と孫など）及び兄弟姉妹には、互いに扶養する義務があると定め、このほかに、家庭裁判所は、三親等内の親族、例えば、「おじ、おば」と「おい、めい」の間でも特別の事情がある場合には、扶養する義務を負わせることができます。

老人の扶養について、問題が起きるのは、老人を引取って扶養するか、別居しながら生活費を出して扶養するかという扶養の方法について、あるいは、扶養義務を負う者がどの程度の生活費を支払うかについて、老人とその扶養義務を負う者との間で、意見の一致が得られない場合や、扶養義務を負う子が数人いるとき、だれが老人の生活を見ていくかについて話合いがまとまらない場合などです。

これらの問題は、その性質から当事者の間で話し合って決めるのが原則ですが、協議がまとまらないときは、家庭裁判所に扶養に関する調停か審判の申立てをすることができます。家庭裁判所は、申立てがありますと、この紛争の解決が庭裁判所調査官に調査を依頼するなどして、老人の収入程度、健康状態などその関係者の間の将来の人間関係にも重要な影響を与えることから、できる限り調停の手続に付し、関係者の感情的な対立を和らげながら、その話合いによって全員が納得できる解決を得るよう努めますが、この話合いにて、紛争の実情を的確には握することに務めています。これらの調査で明らかになった一切の事情を考慮に入れ、関係者の意見や希望を十分聴いた上、当事者間の実質的公平にかない、

以上、老人問題と家庭裁判所について簡単に説明しましたが、申立ての手続など詳しいことは、最寄りの家庭裁判所にお尋ねください。

人権擁護委員に伊藤喜一さん再任

和納四区の伊藤喜一さんは昭和三十八年法務大臣より人権擁護委員の委嘱を受け十六年ご活躍されておられます。この度再度六回目の委嘱を受けられましたのでお知らせします。

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために置かれているものですが、次の問題でお困りの方は、無料かつ他にものれこことは絶対にありませんから安心してお気軽にその自宅へ相談にお出掛け下さい。

私的制裁、人身売買、村八分、教育を受ける権利の侵犯、強制圧迫、酷使虐待、差別待遇、生活権の侵犯、その他お困りの問題。

社会福祉のために善意のご寄付

◎間瀬三区**田中千久代**さんから父善胤さん（二月十三日没）のご冥福を祈られて社会福祉のために役立ててほしいと、**金三万円**のご寄付を下さいました。

頂戴しましたご浄財は、ご趣旨に従って、社会福祉のために活用させていただきます。

ありがとうございました。

暮しの健康 みんなで健康づくりを

むかし人間がかかった病気の多くは、伝染病でした。そして、今多くの人間が、かかる病気は、成人病（脳卒中・ガン・心臓病）と、言われるものです。岩室村でも、死因の第一位＝脳卒中・第二位＝ガン・第三位＝心臓病となっています。これら成人病の大きな原因は、各個人の日常生活によるところが大きいのです。

日常生活と関連する健康に、悪影響を与える原因のうちで代表的なもの↓バランスのとれていない食生活・運動不足・ストレスの過剰などが挙げられます。もっと、毎日の生活の中から、自分自身の健康を守っていく姿勢を、身につけることが必要かと思います。病気になってからでは、おそいのです。

★部落の相談役保健委員★

岩室村でも、村の人達の健康を、守っていこうということで、保健委員（食生活改善委員もかねています）の組織がつくられています。各部落二名づつの婦人が、その役割についております。

主な役割は……

㈠総合検診・乳幼児検診等、各種検診についての、連絡・案内・受診のすすめと相談等を、行なっています。

㈡食生活の研修会など、各種研修会に参加して、より健康な生活を送るための研修を、受けます。そしてそれらの内容を、各部落の皆さんに、お伝いする役割もあります。

㈢部落の中で、病人をかかえて看護の方法で困っている人・食生活の面で部落に問題があると思われる時・環境の面で健康に障害を与えると思われる点など、問題の発見とその解決のために役場と連絡をとりながら部落の健康を守っていきます。などが、その主な役割です。

保健委員の役割は、各部落の皆さんの健康についての声を聞いて、健康の増進をはかる仕事です。

各部落の保健委員に、健康について、聞きたいこと、こまっていることなど、一言保健委員の方に声をかけて下さい。

皆さんの一言を、待っております。

ごみ 全村収集します

ごみの全村収集移行にともなって，収集日程が変りました。決められた日以外は絶対にごみを出さないでください。

○一般ごみ（毎週）

月・水・金	石瀬，岩室，樋曾，橋本，岩室中学校，岩室小学校，三方，間瀬1区～7区
火・木・土	和納1区～12区
月・金	夏井，西中，北野，南谷内，久保田，猿ヶ瀬，金池，栄，白鳥，西長島
火・土	原，津雲田，富岡，高橋，潟上，横曾根，西船越，新谷，油島，高畑

○危険物（毎月）

第1・第3水曜日	和納1区～12区
第2・第4水曜日	石瀬
第1・第3木曜日	間瀬1区～7区
第2・第4木曜日	岩室
第2水曜日	高橋，富岡，津雲田，原
第4水曜日	潟上，横曾根，西船越，新谷，油島，高畑
第2木曜日	金池，久保田，猿ヶ瀬，白鳥，北野，南谷内
第4木曜日	夏井，西中，三方，西長島，橋本，樋曾，栄

水道料金の納入通知書が漢字に！

岩室村企業観光課では、BSN電子計算センターに水道料金の算定を委託していますが、昨年度まで水道料金通知書の住所、氏名は「カタカナ」で打出されていましたので、同姓同名などによる不便、読みづらさを解消するため、四月より漢字を採用しました。当用漢字、人名用漢字以外で活字がない場合は「ひらがな」を使用しました。

造林をする人のために

現在、国及県では造林事業の拡大のために造林する人に対して造林補助制度があります。

この制度は山に木を植えようとする人に、地拵費、苗木代等の補助金を支給しています。

申請は年二回（春植、秋植）で、役場で一括申請になっておりますので、詳しいことは役場農政課に問い合わせ下さい。

―造林補助の制度を積極的に活用して豊かな森林を育ましょう！